

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市西京区桂南巽町他 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	みどり政策推進室	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

植栽帯面積				m2	146.5
修景施設工	式	1	高木植栽	本	5
中木植栽	本	1	低木植栽	株	80
地被植栽	鉢	2,627	植栽基盤工	式	1

施 工 理 由

本工事は、「京都市緑の基本計画」及び「市街化緑化の在り方」に基づき、阪急桂駅西口の植栽帯、西大路三条の南西角の植栽帯において、雨水を貯留・浸透させることで氾濫を抑制する効果を持ち、また、京都の庭園文化を活かした植栽空間である「雨庭」を整備するものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年7月	
歩掛適用年月	2025年7月	
基準適用年月	2025年7月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	本附帯工事	
現場環境改善費（率計上）		
市街地補正	市街地	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	13:道路維持工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
構造物撤去工	運搬処理工	残土等処分 (全工区)	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)、昼間		m3	3,500	処分費	
構造物設置工	修景施設工	景石A	チャート石(茶系) 0.2t級(0.1t以上0.25t未満)		個	40,480	材工共	
		景石B	チャート石(茶系) 0.5t級(0.25t以上0.75t未満)		個	78,180	材工共	
		景石C	チャート石(茶系) 1t級(0.75t以上1.25t未満)		個	154,500	材工共	
		景石D	チャート石(茶系) 2t級(1.5t以上2.5t未満)		個	308,900	材工共	
		景石(緑)A	緑色系景石 0.2t級(0.1t以上0.25t未満)		個	43,580	材工共	
		景石(緑)B	緑色系景石 0.5t級(0.25t以上0.75t未満)		個	88,780	材工共	
		景石(緑)E	緑色系景石 3t級(2.5t以上3.5t未満)		個	498,800	材工共	
		景石(支)A	支給品景石 0.2t級(0.1t以上0.25t未満)		個	15,780	材工共	支給品費(間接工事費等の対象額)24,700円/個を別途計上
		景石(支)B	支給品景石 0.5t級(0.25t以上0.75t未満)		個	15,780	材工共	支給品費(間接工事費等の対象額)62,400円/個を別途計上
		景石(支)C	支給品景石 1t級(0.75t以上1.25t未満)		個	30,440	材工共	支給品費(間接工事費等の対象額)124,000円/個を別途計上
		景石(支)D	支給品景石 2t級(1.5t以上2.5t未満)		個	59,840	材工共	支給品費(間接工事費等の対象額)249,000円/個を別途計上
		板石(支)	支給品板石 厚み100<t≤250 (1個あたり0.02t 超え～0.1t以下)		枚	11,840	材工共	支給品費(間接工事費等の対象額)12,000円/枚を別途計上

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
		延石(支)	支給品延石 厚み100＜t≦250（1個あたり0.02t 超え～0.1t以下）		本	11,840	材工共	支給品費(間接工事費等の対象 額)14,300円/本を別途計上
	道路植栽工	高木植栽 カメサクラ	H=3.5, C=0.15, W=0.8 施工場所：中央分離帯	カメサクラ(H=3.5, C=0.15, W=0.8、単幹)	本	25,000	材料費	「道路植栽(植樹)」施工費は同細別 内に別途計上
		高木植栽 アオダモ	H=4.0, C=0.18, W=1.2 施工場所：中央分離帯	アオダモ(H=4.0, C=0.18, W=1.2、単幹)	本	63,000	材料費	「道路植栽(植樹)」施工費は同細別 内に別途計上
		高木植栽 サルスベリ(ティアハーブル)	H=4.0, C=0.18, W=1.2 施工場所：歩道	サルスベリ(ティアハーブ ル)(H=4.0, C=0.18, W=1.2、単幹)	本	43,000	材料費	「道路植栽(植樹)」施工費は同細別 内に別途計上
		低木植栽 オタフクナンテン	H=0.25 施工場所：中央分離帯	オタフクナンテン(H=0.25)	株	913	材料費	「道路植栽(植樹)」施工費は同細別 内に別途計上
		低木植栽 矮性サルスベリ	H=0.3 施工場所：中央分離帯	矮性サルスベリ(H=0.3)	株	1,280	材料費	「道路植栽(植樹)」施工費は同細別 内に別途計上

設計内訳書（本01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
構造物撤去工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り （参考数量）	土質：土砂、小規模	m3	70				（概）
排水構造物撤去工		式	1				
集水樹撤去	製品質量(kg/基)：400kgを超え600kg以下	基	1				（概）
縁石撤去工		式	1				
歩車道境界ブロック(A種)撤去	再利用区分：再利用	m	1				（概） 基礎再利用
歩車道境界ブロック(C種)撤去	再利用区分：再利用 基礎の一部のとりこわし含む	m	3				（概） 基礎再利用
植栽縁石取壊し	構造物とりこわし(機械)	m	4				（概）
植栽縁石石材撤去・積込		m	4				（概）
植栽縁石切断	切断厚：30～40cm、 切断延長：40～50cm	箇所	2				（概）
樹木撤去工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
高木撤去B （中央分離帯）	30≦C<60cm 根株撤去含む(全ての根の除去)	本	1				(概)
高木撤去C （中央分離帯）	60≦C<90cm 根株撤去含む(全ての根の除去)	本	1				(概)
低木撤去 （中央分離帯）	H<60cm、根株撤去含む	m2	111				(概)
低木撤去 （歩道）	H<60cm、根株撤去含む	m2	13				(概)
構造物設置工		式	1				
修景施設工		式	1				
景石A	チャート石(茶系) 0.2t級(0.1t以上0.25t未満)	個	20				
景石B	チャート石(茶系) 0.5t級(0.25t以上0.75t未満)	個	7				
景石C	チャート石(茶系) 1t級(0.75t以上1.25t未満)	個	4				
景石D	チャート石(茶系) 2t級(1.5t以上2.5t未満)	個	1				
景石(緑)A	緑色系景石 0.2t級(0.1t以上0.25t未満)	個	2				
景石(緑)B	緑色系景石 0.5t級(0.25t以上0.75t未満)	個	2				
景石(緑)E	緑色系景石 3t級(2.5t以上3.5t未満)	個	1				

設計内訳書（本01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
景石(支)A		支給品景石 0.2t級(0.1t以上0.25t未満)	個	1				
景石(支)B		支給品景石 0.5t級(0.25t以上0.75t未満)	個	8				
景石(支)C		支給品景石 1t級(0.75t以上1.25t未満)	個	2				
景石(支)D		支給品景石 2t級(1.5t以上2.5t未満)	個	1				
板石(支)		支給品板石 厚み100<t≦250（1個あたり0.02t超え～0.1t以下）	枚	18				
延石(支)		支給品延石 厚み100<t≦250（1個あたり0.02t超え～0.1t以下）	本	3				
化粧砂利敷均し (州浜上層)		伊勢コーク（白系）φ40内外、t=100 埋戻し(現場制約有)	m2	64				
単粒度碎石埋戻し (州浜下層)		単粒度碎石 4号 埋戻し(小規模)	m3	32				
縁石工			式	1				
歩車道境界ブロック(A種)		ブロック規格:歩車道境界ブロック（穴あき・A種・片面） 均しモルタルの設置を含む	箇所	2				(概)
歩車道境界ブロック(C種)		ブロック規格:歩車道境界ブロック（穴あき・C種・片面） 均しモルタルの設置を含む	箇所	5				(概)
植栽縁石削孔		コンクリート削孔（φ100） 3孔/箇所	箇所	2				(概)
外壁塗装材(1)		外壁塗装材料費除く 左官仕上げ	m2	5				(概)

設計内訳書（本01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
外壁塗装材(2)		外壁塗装材料費除く 左官仕上げ 植栽縁石撤去部の下地処理作業を含む	m2	2				(概)
外壁塗装材材料費			m2	6				(概)
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B(昼間・交替無)	人日	6				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の14.1%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場環境改善費（率計上）		式	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

設計内訳書（附01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路維持		式	1				
構造物撤去工		式	1				
運搬処理工		式	1				
木くず積込・運搬 （1.2工区） （枝葉）	機械積込	t	0.1				（概）
木くず積込・運搬 （1.2工区） （幹）	機械積込	t	0.3				（概）
木くず積込・運搬 （1.2工区） （根株）	機械積込	t	0.5				（概）
木くず積込・運搬 （3工区） （根株）	機械積込	t	0.1				（概）
枝葉処分 （1.2工区）		t	0.1				
幹処分 （1.2工区）		t	0.3				
根株処分 （全工区）		t	0.6				
土砂等運搬 （1.2工区）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	70				（概）
土砂等運搬 （3工区）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	10				（概）
残土等処分 （全工区）	土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）、昼間	m3	80				

設計内訳書（附01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻運搬 （1.2工区）	殻種別：コンクリート殻（無筋）	m3	0.4				（概）
殻運搬 （3工区）	殻種別：コンクリート殻（無筋）	m3	0.4				（概）
殻処分 （1.2工区）	殻種別：コンクリート殻（無筋）	m3	0.4				
殻処分 （3工区）	殻種別：コンクリート殻（無筋）	m3	0.4				
現場発生品運搬 （3工区⇒淀城跡公園資材置場）	クレーン装置2t級、2.9t吊 運搬距離：14.0km以下 発生品の積込・荷卸しを含む	t	0.5				（概）
支給品運搬 （西部圧縮施設⇒3工区）	クレーン装置4～4.5t級、2.9t吊 運搬距離：14.0km以下 支給品の積込・荷卸しを含む	t	7				（概）
支給品運搬 （淀城跡公園資材置場⇒1工区）	クレーン装置2t級、2.9t吊 運搬距離：11.5km以下 支給品の積込・荷卸しを含む	t	1				（概）
支給品運搬 （淀城跡公園資材置場⇒3工区）	クレーン装置2t級、2.9t吊 運搬距離：14.0km以下 支給品の積込・荷卸しを含む	t	0.6				（概）
構造物設置工		式	1				
道路植栽工		式	1				
高木植栽 ヤマボウシ	H=3.0, C=0.15（株立ち） 施工場所：中央分離帯	本	1				
高木植栽 イロハモミジ	H=3.5, C=0.21, W=1.8 施工場所：中央分離帯	本	1				
高木植栽 オカメザクラ	H=3.5, C=0.15, W=0.8 施工場所：中央分離帯	本	1				

設計内訳書（附01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
高木植栽 アオダモ		H=4.0, C=0.18, W=1.2 施工場所：中央分離帯	本	1				
高木植栽 サルスベリ (ティアポール)		H=4.0, C=0.18, W=1.2 施工場所：歩道	本	1				
中木植栽 コウオトメツバキ		H=2.0, W=0.5 施工場所：中央分離帯	本	1				
低木植栽 オタフクナンテン		H=0.25 施工場所：中央分離帯	株	7				
低木植栽 ジンチョウゲ		H=0.4, W=0.3 施工場所：中央分離帯	株	4				
低木植栽 ハイビャクシン		L=0.5 施工場所：中央分離帯	株	10				
低木植栽 キシマツツジ		H=0.4, W=0.3 施工場所：中央分離帯	株	6				
低木植栽 ニシキギ		H=0.5, W=0.3 施工場所：中央分離帯	株	5				
低木植栽 クサツゲ		H=0.2, W=0.15 施工場所：中央分離帯	株	24				
低木植栽 矮性サルスベリ		H=0.3 施工場所：中央分離帯	株	2				
低木植栽 ハイビャクシン		L=0.5 施工場所：歩道	株	4				
低木植栽 キシマツツジ		H=0.4, W=0.3 施工場所：歩道	株	14				
低木植栽 コクチナシ		H=0.2, W=0.2 施工場所：歩道	株	2				

設計内訳書（附01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
低木植栽 アセビ		H=0.4, W=0.25 施工場所：歩道	株	2				
地被植栽 シバザクラ		コンテナ径9.0cm, 3芽立 施工場所：中央分離帯	鉢	506				
地被植栽 ヤブコウジ		コンテナ径9.0cm, 3芽立 施工場所：中央分離帯	鉢	22				
地被植栽 リュウノヒゲ		コンテナ径9.0cm, 5芽立 施工場所：中央分離帯	鉢	1,453				
地被植栽 コグマザサ		コンテナ径10.5cm, 3芽立 施工場所：中央分離帯	鉢	257				
地被植栽 フィリヤブラン		コンテナ径10.5cm, 3芽立 施工場所：中央分離帯	鉢	38				
地被植栽 ツワブキ		コンテナ径10.5cm, 3枚葉 施工場所：中央分離帯	鉢	28				
地被植栽 ユキノシタ		コンテナ径9.0cm 施工場所：中央分離帯	鉢	13				
地被植栽 タマリユウ		コンテナ径7.5cm, 5芽立 施工場所：歩道	鉢	282				
地被植栽 コグマザサ		コンテナ径10.5cm, 3芽立 施工場所：歩道	鉢	7				
地被植栽 フィリヤブラン		コンテナ径10.5cm, 3芽立 施工場所：歩道	鉢	8				
地被植栽 ツワブキ		コンテナ径10.5cm, 3枚葉 施工場所：歩道	鉢	12				
地被植栽 ユキノシタ		コンテナ径9.0cm 施工場所：歩道	鉢	1				

設計内訳書（附01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
高木移植A		25≦C<30 掘取り：中央分離帯 植樹：歩道	本	2				(概)
高木移植B		30≦C<35 掘取り：中央分離帯 植樹：歩道	本	1				(概)
支柱設置 （八掛け・丸太）		中央分離帯 高木植栽（単幹） みやこ杣木支柱	本	3				(概)
支柱設置 （八掛け・丸太）		歩道 高木植栽（単幹） みやこ杣木支柱	本	1				(概)
支柱設置 （八掛け・竹）		中央分離帯 高木植栽（株立ち）、中木	本	2				(概)
支柱設置 （二脚鳥居支柱）		歩道 高木（移植） みやこ杣木支柱	本	3				(概)
高木整姿剪定C		60≦C<90cm 基本剪定	本	1				(概)
低木剪定		寄植剪定	m2	5				(概)
植栽基盤工			式	1				
土壌改良（1）		高木・中木・低木（移植を含む） 真砂土:パーライト(真珠岩系):鈦物繊維改良材=6:2:2 、現場攪拌	m3	4				(概)
土壌改良（2）		地被、t=200 真砂土:パーライト(真珠岩系):鈦物繊維改良材=6:2:2 、現場攪拌	m2	41				(概)
看板設置工			式	1				
説明看板		表示面:アルミ製300×400、 支柱:ステンレス製、H=450、 基礎ブロック,基礎砕石,間詰めモルタル含む	基	2				(概)

設計内訳書（附01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
シート設置工			式	1				
透水シート		ポリエステル長繊維不織布、t=1.0mm	m2	66				(概)
集水桝・マンホール工			式	1				
塩ビ桝		90度曲 150-150 立上り及び蓋設置、近接管への接続に必要な資材を含む	箇所	1				(概)
泥だめ桝		浸透桝 内寸□300、H=300 グレーチング蓋(細目)	箇所	7				(概)
防止柵工			式	1				
ロープ柵(1)		支柱:ブラ擬木杭φ100、L1500、PEロープφ12	m	81				(概)
ロープ柵(2)		支柱:ブラ擬木鋼管支柱φ100、H450 PEロープφ12 支柱設置箇所のコンクリート削孔(φ150)を含む	m	4				(概)
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B(昼間・交替無)	人日	68				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				

設計内訳書（附01）

工事名	雨庭整備工事（阪急桂駅西口 他）					事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
概略発注工			式	1				
概略発注工 設計内訳書の区分別の概略発注工 を除く直工の86.7%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				
共通仮設費			式	1				
現場環境改善費			式	1				
現場環境改善費（率計上）			式	1				
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				

設計内訳書 (附01)

[illegible]

特記仕様書（個別工事編）

工事名 雨庭整備工事（阪急桂駅西口他）

工事場所 京都市西京区桂南巽町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照 (<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>)

2 現場条件に関する事項

第4条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時30分～17時30分（準備、後片付けを含む）とする。ただし、京都府警と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第5条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

(1) 年末年始規制

(2) 観光規制

規制種別	規制路線 及び地域	規制期間	規制内容
年末年始 規制 (全工区)	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。
観光規制 (第3工区)	道路工事 規制図 に記載す る地域 及び路線	10月の最終土曜日 ～11月の最終日曜日 (ただし、12月1日が 土曜・日曜の場合は12 月最初の日曜日まで)	規制期間中は、原則として工事を中止すること

第6条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所前後	2名	交通誘導警備員B 2名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第7条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
防止柵工	ロープ柵	ロープ柵材料（基礎含む）
修景施設工	景石	景石（支給品除く）
	化粧砂利敷均し、 単粒度碎石埋戻し	州浜材料（化粧砂利、単粒度碎石 4 号）
シート設置工	透水シート	透水シート
集水柵・マンホール工	泥だめ柵	泥だめ柵（道路浸透柵）
	塩ビ柵	塩ビ柵、柵蓋
看板設置工	説明看板	説明看板材料（基礎含む）
植栽基盤工	土壌改良	真砂土（植栽用）
		パーライト（真珠岩系）
		鋳物繊維改良材
道路植栽工	高中低木・地被類植栽	植物材料（各種）
		支柱材料
縁石工	外壁塗装材	外壁塗装材料各種
共通		コンクリート
		その他監督員が指示するもの

※透水シートについては、黒、グレー、茶系等の景観に配慮した色のものを使用すること。

※泥だめ柵（道路浸透柵）については、材料確認時に、ポーラスコンクリート構造部分を、水が適切に通過することを監督職員に示すこと。

※単粒度碎石 4 号は、JIS A 5001（道路用碎石）の規格に適合するものとする。

別 表

種 類	条 件
真砂土 (植栽用真砂土)	・ 雑草・ がれき等の混入がないものとする。 ・ 酸度(pH)5.6～8.0 のものを使用すること。
パーライト	・ 真珠岩、黒曜石などを高温処理・焼成し非常に軽い多孔質粒子となったもので、不純物を含まないものとし、名称、土壤改良資材品質表示基準（地力増進法第 11 条に基づく昭和 59 年 10 月 1 日農林水産省告示第 2 0 0 2 号）に定めた種類、表示者の氏名等および住所、正味量、原料、単位容積質量、用途（主たる効果）、施用方法等を表示したものとする。 ・ 本工事においては、真珠系を使用することを基本とするが、現場条件等により、黒曜石系を使用が適当と判断される場合は、監督職員と協議の上変更することができる。
鉬物繊維改良材	鉬物繊維改良材を基盤に、厳選された完熟有機物、微量要素などをバランス良く配合し、砂質土壤の欠点（保水性が無い、養分性に欠ける、団結する等）を補う土壤改良資材とする。また、名称、土壤改良資材品質表示基準に定めた種類、表示者の氏名等および住所、正味量、原料、有機物の含有率、用途（主たる効果）、水分の含有率、施用方法等を表示したものとする。
※土壤改良材については、それぞれ本来の粒状・紛状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。	

第 8 条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 9 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3－1－1－4）の「表 3－1－1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3－1－1－4）の「表 3－1－1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
防止柵工	ロープ柵	設置状況
修景施設工	景石（各種）	設置状況、根入れ深さ
	化粧砂利敷均し	敷設厚み
	単粒度碎石埋戻し	敷設厚み
シート設置工	透水シート	敷設状況、接続状況
集水柵・マンホール工	泥だめ柵	基準高からのずれ、中心のずれ
看板設置工	説明看板	設置状況
植栽基盤工	植栽土壌改良	攪拌状況、容量あるいは土壌改良深さ・幅
道路植栽工	高木・中木	植付け状況、支柱根入れ深さ
	低木・地被類植栽	植付け状況、植付け高さ
	その他監督員が指示するもの	土壌改良底面の現状土 pH 測定 州浜底面部の簡易透水性測定

第 10 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

種 別	確 認 方 法・目 的 等
歩車道境界ブロック	撤去及び設置位置は、監督職員と立会の上、決めること。
企業者の地下埋設物確認	工事によって企業者等の地下埋設物に悪影響が出ないようにするため、受注者が企業者及び監督職員と立会し、地下埋設物の位置、深さ及び幅等について確認をする。確認方法は、試掘又は各種探知器による。
保安施設設置状況	工事による事故防止のため、監督職員と立会確認をする（ただし、立会確認書は必要としない。）。
その他	

第 11 条（品質管理試験）

1 本工事の施工に伴う品質管理試験のうち、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載がない試験項目等については、次表のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	規格値、試験時期・頻度 等	備 考
土壌試験	透水試験 酸度(pH)	工区毎	30mm/hr以上 グリーンインフラの浸透層の基準に準ずる pH値 4.5～8.0	

品質管理のうち「土木請負工事必携」に基準がないものについては、資料 1 施工管理基準（案）を参考とし、測定項目、規格値を設定し、施工計画書の品質管理の項目に明記すること。

第 12 条（出来形管理）

出来型管理については、「土木請負工事必携」に測定基準がないものについては、資料 1 施工管理基準（案）を参考とし、測定項目、規格値を設定し、施工計画書の品質管理の項目に明記すること。

第 13 条（写真管理）

本工事は、検査員の現地検査により完了の確認を行う。検査を補助するものとして、出来形と作業状況（安全管理体制、作業黒板、出来形寸法等）が明確に分かる写真や資料を提出すること。作成要領は、「土木請負工事必携」に準じ、作業状況撮影数量等は下表による。なお、実施内容については監督職員と協議の上決定する。

工 事 細 別	撮影頻度	備 考
土壌改良土	植栽帯毎	・改良寸法が確認できること ・施工状況が確認できること
低木植栽（各種）	植栽種類毎	・植付高さが確認できること ・施工状況が確認できること
地被類植栽（各種）	植栽種類毎	・植付高さが確認できること ・施工状況が確認できること
高中低木・地被類：各種	植栽種類毎	・規格寸法が確認できること
歩車道境界ブロック	植栽帯毎	・出来形寸法が確認できること ・施工状況が確認できること
泥だめ柵		・出来形寸法が確認できること ・施工状況が確認できること
景石	景石種類毎	・出来形寸法が確認できること ・施工状況が確認できること
州浜	植栽帯毎	・敷設厚さが確認できること ・施工状況が確認できること
透水シート	植栽帯毎	・敷設高さが確認できること ・施工状況が確認できること
ロープ柵	植栽帯毎	・出来形寸法が確認できること ・施工状況が確認できること
運搬処理他	種類ごとに 1 回	・積載状況が確認できること ・処分先が確認できること ・DT 外側両面が確認できること
安全対策	適宜	・安全対策状況が確認できること

4 建設副産物に関する事項

第14条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

第1、2工区 桂駅西口

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項 の許可を受けた施設 京都府亀岡市篠町王子石原畑1番1	設計運搬距離 L = 9.5 km
建設発生木材 （枝葉）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項 の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 10.3 km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55 \text{ t/m}^3$
建設発生木材 （幹）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項 の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 10.3 km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55 \text{ t/m}^3$
建設発生木材 （根）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項 の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 L = 10.3 km 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55 \text{ t/m}^3$

第3工区 西大路三条

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項 の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町井手久保48-1	設計運搬距離 L = 28.7 km

建設発生木材 (根)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項 の許可を受けた施設 京都府京都市伏見区横大路千両松町 保留地番号第45-1-2号地	設計運搬距離 $L = 10.7 \text{ km}$ 設計単位体積重量 $\gamma = 0.55 \text{ t/m}^3$
---------------	--	--

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

第1、2工区 桂駅西口

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材(株) 京都府京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 $L = 2.8 \text{ km}$

第3工区 西大路三条

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 豊坂建材(株) 京都府京都市西京区榎原芋峠 60-3	設計運搬距離 $L = 7.2 \text{ km}$

本工事では土質調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定してる受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

第 15 条（建設発生土の搬入搬出）

受注者は、建設発生土が搬出される工事を行う場合、受入施設における搬入前・搬入中・搬入後の写真を工事写真に添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

第 16 条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定平成 26 年 6 月 4 日)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第17条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第18条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用できない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和5年8月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

なお、情報共有システムを利用した場合、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加対象となる。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認し、最新版の要領を使用すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第19条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっ

ては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（２） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（３） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和５年３月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（４） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、１点の加点とする。

第２０条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」（<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第２１条（植栽工事における割増に伴う植替え）

- 1 植栽樹木等が工事完了引渡後１年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね２／３以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高の概ね１／３以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されるものを含む。）となった場合には、受注者は当初植栽した樹木と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、甲乙立会のうえ行うものとする。ただし、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動等の天災により流出・折損・倒木した場合はこの限りでない。
植替え時期については、甲乙協議するものとする。
なお、本項は樹木等を支給するもの又は樹木等の発生品を使用する場合は適用しないものとする。
- 2 干害・風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては、前項を適用する。
- 3 植替えを行った樹木等が、工事完了引渡日から１年以内に再枯損した場合は、再度植え替えるものとする。
- 4 本工事における樹木等とは、次のものをいう。
「本工事において実施する高木植栽、中木植栽、低木植栽、地被植栽で使用する植物材料全種」
- 5 以下の細別を植栽割増の対象とする。

工種	種別	細別	備考
構造物設置工	道路植栽工	高木植栽	
		中木植栽	
		低木植栽	
		地被類植栽	
		支柱設置	

6 以上の内容を担保する植樹保険に加入すること。

第22条（その他）

1 作業土工

床掘りの際は、埋設物(電線配管、水道管等)に十分留意し、慎重に掘り進めること。なお、作業に支障となる埋設物が発見された場合はただちに監督職員に連絡し、協議を行うこと。

2 高木撤去・低木撤去・高木移植

- (1) 高木移植の移植先については調整中のため、別途協議すること。なお、協議の結果、設計内容に変更が生じた場合は変更設計の対象とする。
- (2) 雨庭整備箇所の土壌改良範囲において、撤去・移植により生じた既存樹木の根株はすべて除去すること。
- (3) 根株を撤去する際に、周囲の構造物等に影響がある場合、監督職員と事前協議を行い、影響範囲の確認を行うとともに復旧方法について、指示を受けること。
- (4) 樹木撤去及び移植の時期については、監督職員と事前協議を行い、決定すること。

3 植栽工

- (1) 樹木の植え付け時は、深植えとならないよう根鉢の高さに注意すること。
- (2) 土壌改良の配合量にかかる現場品質管理方法については、施工計画書に明記すること。
- (3) 植栽時期については、監督職員の指示に従い調整を行うこと。
- (4) 支柱の横木には、植栽年度に応じた色（令和7年度は白色）の「塩化ビニール製のテープ」を巻くこと。（新植1重巻、移植2重巻）

4 修景施設工

- (1) 景石の規格、数量及び設置位置については、監督職員と事前協議を行い、決定すること。
- (2) 泥だめ柵の設置位置については、監督職員と事前協議を行い、決定すること。
- (3) 景石は、ぐらつきのないように、十分な根入れ深さを確保して設置すること。また、石の根が切れないように据えること。

5 州浜工

州浜とは雨水を一時的に貯留し、地中に時間をかけて浸透させるためのものである。雨水の貯留、浸透効果を確認するために簡易透水試験を行い、州浜周辺の現場土の透水性を測定すること。測定方法については、長谷川式簡易現場透水試験を基本とする。

6 支給品（景石・敷石・延石）

京都市で保管中の石材を景石・敷石・延石設置の材料として支給する。支給品保管場所、工事箇所までの運搬距離は下表のとおりとする。支給品の運搬時期や方法については、監督員と事前協議を行い決定すること。

運搬元		運搬先	運搬距離
西部圧縮施設	京都市西京区大枝杵掛町26付近	【第3工区】 京都市右京区西院上今田町地内 (西大路三条)	13.3km
淀城跡公園資材置場	京都市伏見区淀本町168付近	【第1工区】 京都市西京区桂南巽町地内 (阪急桂駅西口)	10.6km
		【第3工区】 京都市右京区西院上今田町地内 (西大路三条)	13.6km

7 現場発生品（石材）

第3工区の植栽縁石撤去により発生した石材は今後実施する別工事で使用するため、淀城跡公園資材置場に搬出すること。詳細な保管場所については、監督員に事前確認を行うこと。運搬距離及び運搬先の所在については、6 支給品（景石・敷石・延石）の表に示す淀城跡公園資材置場から第3工区の逆ルートによる。

8 看板設置工

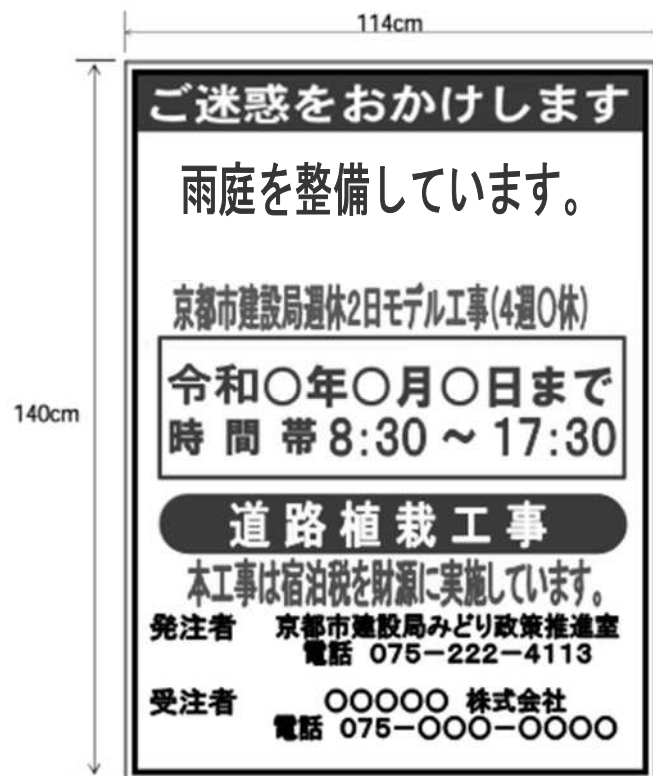
説明看板のデザイン、詳細な設置位置については、監督職員と事前に協議を行い決定することとする。

9 支障物件について

各工区において、マンホールや管路が埋設されている。必ず試掘を行い、埋設物の深さを確認し、州浜等の構造に影響がないかどうかを確認し、監督員に報告すること。

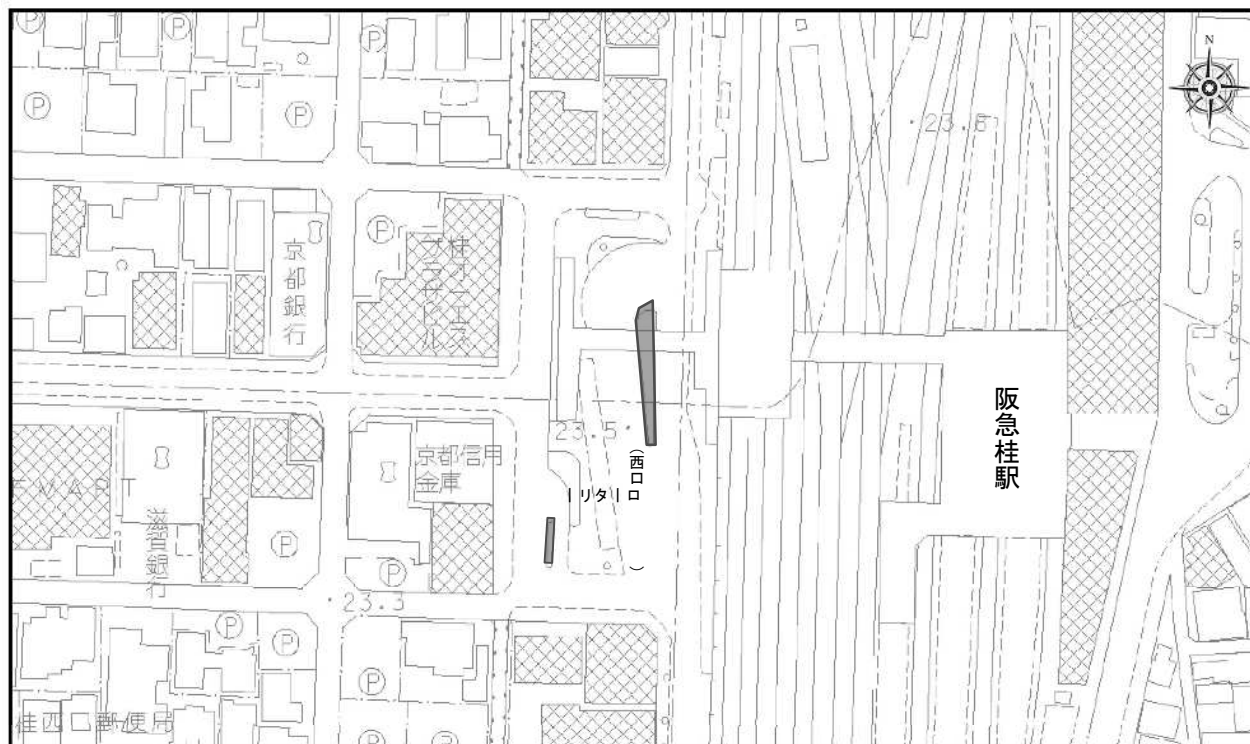
10 工事表示板

京都市本工事の施工にあたっては、「道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年3月31日改正）」に従い、下記様式に示す工事標示板を設置しなければならない。また、工事標示板の標示内容は、事前に監督職員の承諾を得ること。



箇所図

阪急桂駅西口【第1、第2工区】



西大路三条【第3工区】



工事箇所